

「当座勘定規定」改定のお知らせ

令和4年9月15日

平素より福岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は令和4年11月に「電子交換所」を設立することを決定しました。これに伴い当金庫は、下記のとおり当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承ください。

1. 対象となる規定等

- ・当座勘定規定
- ・約束手形用法
- ・為替手形用法
- ・小切手用法

2. 改定時期

令和4年11月4日より改定

3. 主な改定内容

主な改定事項は下記の通りです。

詳細は[新旧対照表](#)をご参照ください。

(当座勘定規定)

- (1) 振出人等への支払済手形の受け戻し期限の設定および同期限経過後の取扱い規定の追加
- (2) イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- (3) 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

(手形用法・小切手用法)

- (1) チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとにカンマを印字するよう規定を追加
- (2) 電子交換システムでの使用可能文字を一覧化し追加
- (3) 金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印、金額複記・訂正等の記載を禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所の追加